

事務連絡  
令和3年10月1日

関係団体各位

大阪府商工労働部中小企業支援室長

日頃から、大阪府商工労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、幅広く事業継続等を支援するため「一時支援金」を支給する予定です。

この「一時支援金」は、下記の通り、国の「月次支援金」(今年4～8月分のいずれか)を受け取っている中小法人・個人事業者等を要件としております。

国の「月次支援金」の申請期間は対象月の翌月から2か月間とされており、「8月分」については、今月末が〆切となりますので、お知らせします。

つきましては、本件についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体(社)内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- ・名称 中小法人・個人事業者等に対する一時支援金
- ・要件 国の「月次支援金」(今年4～8月分のいずれか)を受け取っている中小法人・個人事業者等  
《対象外》 営業時間短縮等協力金、大規模施設等協力金の支給対象者及び酒類販売事業者支援金の受給者  
【参考】 国の「月次支援金」  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)
- ・支給額 中小法人等：50万円、個人事業者等：25万円  
(1事業者に対し1回の支給)
- ・申請方法等 令和3年9月定例府議会において補正予算が成立後、準備が整い次第、速やかに大阪府ウェブページで公表します。  
【参考】 大阪府ウェブページ  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>

※ 令和3年9月定例府議会での補正予算の成立が前提となります。

お問合せ先 代表 06-6941-0351  
本通知について  
商業・サービス産業課  
中谷・枅谷(内2670)  
上記支援金について  
後日、専用コールセンターを開設して対応させていただきます。  
ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします